

議案第48号

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定するものとする。

令和5年6月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年磐田市条例第55号）
の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の防疫等作業手当を支給する。この場合において、別表第1の規定は、適用しない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(削除)</p>